

ユースプラザ利用者の皆様へ

特別警報・警報等発表時・地震発生時の  
ユースプラザ事業の取り扱いについて

茨木市に次のような気象警報が発表された場合や地震が発生したとき、ユースプラザ事業については以下のようにいたします。

種 類	対 応
①暴風警報 大雨特別警報	ユースプラザは休所します。 ただし、午前7時までに解除になれば通常通り開所します。 また、午前9時までに解除になれば正午より開所、正午までに解除になれば午後4時より開所とします。 ユースプラザ開所中に警報が発表された場合は、職員の指示に従い帰宅してください。
②大雨・洪水警報 同注意報	ユースプラザは平常通り開所します。
③地震 (震度5弱以上)	○午前9時前に発生の場合は、ユースプラザは休所します。 ○開所中に地震が発生した場合は、職員の指示に従い帰宅してください。 ○震度5弱未満であっても、ユースプラザ事業実施場所に被害が出たり危険な場合は、休所します。
④その他	【ユースプラザ事業実施場所に、避難勧告・避難指示が出ている場合】 該当するユースプラザは休所します。 ただし、午前7時までに解除になれば通常通り開所します。 また、午前9時までに解除になれば正午より開所、正午までに解除になれば午後4時より開所とします。 開所中に避難勧告・避難指示が出た場合は、職員の指示に従い帰宅してください。

茨木市 こども政策課 子ども・若者支援グループ  
電話 072-620-1625